

編集・発行
 (株)農林中金総合研究所基礎研究部
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
 TEL. 03-3243-7331
 FAX. 03-3246-1984
 E-mail: kaneko@nochuri.co.jp

調査と情報

日本の協同組合法制の歴史を振り返ってみると、二つの大きな変革があった。

第一の変革は、ちょうど一〇〇年前の産業組合法の制定である。当時、日本の協同組合は、既に数十年の歴史を持っていたが、この後は、法人格を得て、その活動を拡大することになった。

第二の変革は、一九四〇年代から五〇年代へかけて進んだ協同組合法制の縦割り化である。この時に、農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法、信用金庫法などが順次制定され、現在の協同組合法制ができあがった。

この二つの協同組合法制の変革は、いずれも、その背景に、日本の国の大きな変革があった。

日本の変革と協同組合法制の変革

第一の変革である

産業組合法が制定の時の日本は、明治維

新後三〇年余を経て、対外的には日清戦争に勝利して「列強」としての一步を踏みだし、国内では憲法・内閣・議会などの近代的政治制度が整ったところだった。当時の第二次山県有朋内閣は、二年弱しか続かなかったが、この間に、いわゆる法典論争の下で懸案になっていた商法の施行が行われ、特許法や関税法、保険業法、耕地整理法が制定されるなど、近代的な経済制度の整備が進んだ。その中に、産業組合法の制定もあった。

第二の変革である協同組合法制の縦割り化は、いわゆる一九四〇年体制の一環である。一九二〇年代から三〇年代へインフレ・規制時代への移行

が進み、次いで戦時下の統制経済から戦後改革へかけて、財政主導・経済成長志向・社会政策重視というインフレ・規制時代に固有の経済制度が整備されてゆく。そういう制度の一つとして、そういう時代にふさわしい協同組合法制として、社会階層別の組合員資格とそれにみあう事業を法で定める縦割りの協同組合法制が形成された。

現在も、日本は、過去の二回の協同組合法制の変革期に匹敵する、大きな変革期にある。それは七〇〇八〇年間にわたって続いたインフレ・規制時代が、デフレ・自由化時代へ転換するというものである。その転換に必ずしも制度の変革は既には

じまっている。公共企業体の民営化は、国鉄や電電公社から公的金融へ拡大してきた。金融自由化は日本版ビッグバンへと展開した。戦後改革によって改められた地方公共団体、教育、警察などをめぐる諸制度も、抜本

的変革を迫られている。協同組合法制についても、その現実との間のずれは、今や覆うべくもない。日本全体の変革の進展に応じて、協同組合法制にも抜本的な変革がなされなければ、協同組合そのものが消滅する。現在の日本の変革に必ずしも協同組合法制の変革とは協同組合の自由化、すなわち、その組合員資格と事業種類の自由化であり、縦割り法制を廃し、統一協同組合法の制定へ進むことである。

(監査役 炭本 昌哉)

今月のテーマ：産業組合法制定100年

日本の変革と協同組合法制の変革.....	1
産業組合法制定から100年.....	2
カタストロフィーに強い協同組合.....	3~4
柳田国男と産業組合.....	5~6
ゼンの功利主義批判と非営利組織の可能性について.....	7~8
地域における協同=共生をどう構築するか.....	9~10

地域農業振興と農協の役割(下).....	11~12
ぶっくレビュー『モンドラゴンの神話』.....	13
あぜみち.....	14
虹のかけ橋.....	15
統計の眼「農村と都市の交流」.....	16
編集後記.....	16

稿 寄 産業組合法制定から一〇〇年

明治大学政治経済学部

教授 中川 雄一郎

先般開催された日本協同組合学会第二〇回大会は、学会二〇周年を記念して、ほぼ標記と同じようなサブタイトルの「記念シンポジウム」を実施した。メインタイトルは「協同組合の特性と協同組合法制」であるが、報告者の関心は、「産業組合法制一〇〇年」よりもむしろ、戦後協同組合法制に焦点をあてた、協同組合一般法としての産業組合法からの「離脱」とそれによる現段階の法制的諸課題に向いていたように思われた。しかし、このシンポジウムで戦後協同組合法制に力点がおかれ、現段階の法制的諸課題に問題の所在が集中していくのは当然といえれば当然である。なぜなら、それは、「産業組合法」の近代的意義を問うたのも、「産業組合法制定から一〇〇年」を歓迎したものでもなかつたからである。とはいえ、現代から観れば、産業組合法が、総体としての日本資本主義の発展を支える農村・農業の社会経済的機能と役割を果たすのに相応の歴史的意義をもったことは明確である。この点は、このシンポジウムのいわば「前提」であったの



で、報告者の聴き手との間には何ら齟齬は生じなかったし、双方の問題意識も「産業組合法一〇〇年」後の、現在の「協同組合の特性」とそれに応じた「協同組合法制」の方向性を明らかにすることにあつたように思える。ところが私には、このシンポジウムが終わってもなお、産業組合法制定から一〇〇年とは何か、という単純素朴な疑問が所在なく残っているのである。

私が理解している限りでは、産業組合法には明治期における資本主義経済の発展に伴う三つの狙いがあった。一つは、地方自治制度の確立を意図した、地方経済の発展をもたらす強力な地方組織としての信用組合を設立する必要性であり、二つには、地方の中小産業者や中小地主に金融の便宜を図ることによる地方産業と農村経済の発展の必要性であり、そしてもう一つは、早晚表面化する都市労働者の生活問題への対処の必要性であつた。そして結局、これらの必要性が合体して生まれたのが産業組合法であつたのである。産業組合法が「協同組合一般法」と呼ばれ

る所以である。だが、この法律には「明治期における国家支配体制確立」を狙う、上からの、官僚のための法律」という言葉が常に付きまとう。産業組合法制定と期を一にして「治安警察法」が公布されたことがそのことを一層際立たせている。そこで、私の素朴な疑問であるが、縦割りで、柔軟性を欠いた今の協同組合法制の問題意識とこのような「産業組合法」制定から一〇〇年」とがどこでどう結びつくのか、ぴったりにこない、ということである。

確かに、法律ではなく、運動の観点からすれば、産業組合の時代の変化とともに運動の主体も目標も変わり、国家から相対的に自立しようとした時期もあつた。私は、そうした時期の産業組合を評価しないのではない。そうであってもなお、私にはやはり、産業組合が国策遂行のために統制化されて、やがて敗戦によつて農業協同組合法が農村民主化のために制定され、一九四八年二月に施行されたこと、産業組合法制定から一〇〇年」とどこでどう関わりあうのか、曖昧模糊とした疑問が存在する、ということである。

日本協同組合学会が最近出版した『日本協同組合学会二〇年史』は、「産業組合問題研究会」と「協同組合研究」について論及して、このような素朴で曖昧模糊とした疑問に多少応えているので、私としてもそれを参考に掘り下げていこうと考えているところである。

カタストロフィーに強い協同組合

稿 寄

日本ルネッサンス研究所

代表 石見 尚

貨幣経済と実物経済

約三〇年前のことであるが、カタストロフィー（破局）の理論が科学者の間で注目された。この理論はフランスの数学者ルネ・トムが提出したもので、成長（膨張）が一瞬にして破裂するときの決定的条件を解明したものである。その手法は位相解析によるもので、極めて難解であった。

私が国会図書館の調査局にいたころ、元気象庁長官のN氏（物理学者）がたいへん興味を示して、自分でブリキ円板とゴム紐を板の上のうちつけて、カタストロフィーのシミュレーションをおこなった。この理論は、地震発生のメカニズムの解明にも適用できるし、人がいわゆる「キレル」状況の説明、地域紛争の発生、さらに経済においては平価切り下げの発生と影響の解析についても有効であるように思われた。N氏のシミュレーションを思い出すと、カタストロフィーは実に意外な要因でおこるのである。

一九九〇年代のグローバリゼーションは貨幣資本の国際的な膨張、しかも投機的要素をもった膨張の局面であった。したがって金融商品の先物取引引きが、世界経済の

膨張を先導する要素であった。世界経済のカジノ化と言われるゆえんである。この現象は貨幣資本にとっては、市場原理の当然の成りゆきで、ある種の合法的な現象である。これを阻止する原理はないと言えよう。

それに対しては危機管理が必要になる。アメリカ連邦準備制度理事会議長のアレックス・グリーンズパンが銀行の準備率を四八％に定めたのは、危機管理の一つの手段であるが、まことに金融資本的な手段であって、それが十分な危機管理であるという保障はないのである。

経済は実に複雑なもので、カタストロフィーは貨幣資本の準備率の多寡とは別の要素で起こり、景気の上昇局面、下降局面で違う様相を呈する。二一世紀のカタストロフィーの当面の引き金はカジノ化した国際的貨幣資本の市場にあるとしても、本当の要因は実物経済にあると私は考える。それは実物とくに再生できない資源の管理の仕方にある。

迫りくる危機を回避するために、食料を例にとつて、採るべき方策を考えてみよう。WTOで議論すべきことは、まず第一は穀物などの先物取引の利益に対する課税の創

設である。第二は、為替投機の差益に対する課税である。そしてこれらの税収を国連の基金として、国連ないしFAOを通じて食料不足国の食料増産を支援する資金の一部とすることである。そしてその大前提になるのは、世界の食料の安定供給体制を確立するために、主要食料の国際共同販売体制を確立することが必要である。その担い手としての協同組合を「世界の飢えを満たす協同組合」として再編することが求められるのである。故レイドロウ氏が言ったのは、このことではないかと考えるのである。

実物価値からの協同組合論の研究

ウルグアイ・ラウンドの貿易自由化（グローバリゼーションの開始）以来、日本の農家は輸入農産物との競争上、高級野菜、果実、花き、和牛など、価格・所得弾力性のある作物に特化して生き残る道を選んでいる。個別農家にすれば、当然の合理的な市場対応ではあるが、国民経済からみるとまさにカタストロフィーにいたる過程が進行しているのである。しかし、農協が「食料安保」論を言つと、世間では「また過保護農政か」とうけとる昨今である。単純な「食料安保論」のプロパガンダは、すくなくとも当面、二一世紀には通用しない。二〇二〇年頃までに予想される食料の危機から来る複合のカタストロフィーをシミュレートして説得する工夫が必要になる。農協は

じめ日本の協同組合がなすべきことは、坐して崩壊を待つのではなく、前述の世界の食料の安定供給構想を示し、日本の土地資源の活用にとつての農協の歴史的ノウハウを現代に蘇らせることである。そして、カタストロフィーに備えて、実物経済に強い協同組合の姿を具体的に示すことである。

実物経済の農協というのは、主食を生産・備蓄している農協のことではない。貨幣経済と実物経済の危機管理に強い経営・組織こそが、カタストロフィーに対する最大の防波堤である。金融機関の準備率のスタンダードを超える、二一世紀の安定を組織的に担保する協同組合のスタンダードの姿を示そう。

一 顔のみえる範囲の地域に密着する。実物供給とサービスにおいて地域の長所を活かした協同組合ならではの独自のものを付け加えている。そして経営のすみずみまで、誠実と親切が実感できる。

二 古いと言われようが、何と言われようが、頑固に協同思想へこだわる姿勢が、役員と職員の気風のなかに貫いている。組合の理事会を政策の評議員会のようなものにしてはいない。個々の理事が理事者としての当然の責任を果たすために執行権を持ち、業務の陣頭に立つて指揮している。組合員と外部の取り引き先から信頼感が持た

れている。

三 農業、林業、漁業、その他、本業を頑固に守っている。後継者を個別組合員で確保できない状況を協同組織で、農家から他産業に就職した子弟はもちろんのこと、農業へ新規参入を希望する都市の市民、定年退職者、レクリエーション農業の希望者を受け入れ育てる。宮大工の棟梁が弟子を育てるように、若者に生き甲斐を与える職場を作っている。労働と苦楽をともにする本物の人間的愛情がある。事業が人間教育となっている。

四 縦割り協同組合が相互に連携して地域経済を担っている。組合員向けの内向きサービスの既成協同組合の欠点を補い、非組合員を含めた地域住民のニーズを満たす隙間事業の分野を掘り起こすために、ワーカーズ・コープを組織したり、これと連携をとっている。

生産者と消費者、労働サービスの提供者と利用者がともに地域協同組合をつくる地域協同組合の新制度がある。

五 自分の組合であることが実感できる小規模な組織が単位となり、資源管理を公益的観点から共同で行なっている。たとえば耕作放棄地は地域で活用できるように、自主管理の集落協定を作っている。土地の

所有と利用の分離を協同組合が主体となつて進めている。

六 職員がサラリーマン根性をすて、本気でやる気になつている。そのためには職員は雇用労働者の身分ではなく、協同組合に人生を託する「専従組合員」となっている。かれらはベンチユア精神や進取の気性をもつて、仕事に取り組んでいる。協同組合の資本は人で、カネは人を助けるためである。

七 ビッグな組織は時代おくれで、事業は小規模組織で分担されている。事業活動は当事者が参加できる単位に分権化しているが、情報は中央に集中して分析判断されている。情報は多数の部分的情報が結びつけられたとき、連歌のような別の意味を生み出すからである。その意味を読みとることが組合運動の指導者の役割となっている。



調査・研究ノート

柳田国男と産業組合

柳田国男(一八七五—一九六二年)は明治初期から戦後まで近代日本の形成・発展過程とともに生涯を送り、様々な分野に大きな影響を与えた。柳田国男は民俗学の創始者として広く知られているが、その出発点には農政学があり、産業組合とも密接な関係にあった。産業組合法制定一〇〇年にあたり、柳田国男と産業組合の関わりを再検討してみたい。

一. 生涯

柳田国男(松岡国男、後に大審院判事柳田直平の養子となり改姓)が生まれたのは兵庫県の農村であり、父は教員や神官をしていたが、家族が多く家は貧しかった。一三歳の時に茨城県の兄のもとに行き、二年後には学校に通うため東京に移る。

その後、一高、東京帝大に進学するが、学生時代は文学青年であり、森鷗外に会い、田山花袋、国木田独步、島崎藤村と親しく付き合った。一方、大学では農政学を学び、三倉(飢饉に備えた江戸時代の食糧備蓄制度)に関する研究を行った。

大学卒業時に柳田国男が職場として選んだのは農商務省であり、農務局農政課に配属され、その最初の仕事が制定されたばか

りの産業組合法の普及であった。農商務省にはわずか一年一〇ヶ月しか在籍していなかったが、法制局に転出後も全国農事会等の依頼で産業組合に関する講演、執筆を行なったり、早稲田大学等で農政学を教えた。一九一〇年より新渡戸稲造らと郷土研究会を始め、これが民俗学に発展していった。

一九一四年に貴族院書記官長に就任し、五年後には官界を去るが、一九二一—二三年には国際連盟常任統治委員に任命され、一時ジュネーブに滞在する。その後、一九二四年からは朝日新聞の論説委員になり、大正デモクラシーの論客として普通選挙制度の導入を強く主張した。一九三〇年以降は、在野の民俗学者として活動し、日本の歴史研究、宗教観や日本語研究、国語教育に大きな影響を与えた。

二. 農政思想

柳田国男は少年時代に出会った飢餓体験もあって当時国民の大多数を占めていた農民の貧困問題に貢献したいとする強い意欲があった。大学ではドイツ留学から帰ったばかりの松崎蔵之助から農政学を学んだが、その内容は自由放任主義を批判し国家の役割を主張したドイツ歴史学派(特にワグ

ナー)の影響を受けたものであった。柳田国男より二年遅れて東京帝大を卒業した河上肇も松崎蔵之助に学び、最初の著書『日本尊農論』(一九〇四年)にその影響が見られる。河上肇はその後マルクス主義の強い影響を受け、官僚、民俗学者となった柳田国男とは対照的な人生を歩むが、貧困問題を究明・解決することが学問の目的であるとする考えは共通していた。

一方で、著書のなかに時々ミル、リカードの名前が出てくるように、柳田国男にはイギリス古典派経済学やフエビアン社会主義の影響もあり、農業の分配問題、土地公有論について論じ、不在地主や小作料の物納制を批判した。その農政思想は近代的・合理主義的であり、農民の貧困の原因は零細経営にあるとして、「中農養成策」を主張し、農本主義的小農保護論を批判した。こうした主張は当時の農政当局と対立し農商務省を早くやめる一つの要因となった。

柳田国男は『遠野物語』(一九一〇年)を書いた頃から次第に農政学から離れ民俗学の世界に入っていくが、農村、農民には関心を持ち続けており、一九二九年に『都市と農村』、一九三二年に『日本農民史』を出版する。しかし、戦時中に『日本の祭』(一九四二年)、『先祖の話』(出版は一九四六年)など日本人の意識構造を探る著作を書くが、農村恐慌、日本資本主義論争については沈黙しており、戦後は、著作集から初期の農

政学関係の本をはずすことを希望するなど、自らの過去の農政学を葬り去るような行動さえとっている。

三、産業組合論

柳田国男が農商務省で産業組合の仕事をはじめた一九〇〇年七月は、産業組合法の公布(同年三月)と施行(同年九月)の間にあたり、まさに産業組合の出発点であった。その著作から柳田国男の産業組合に対する考え方をみてみよう。

『最新産業組合通解』(一九〇二年)は柳田国男が農商務省に就職して二年後の著作であるが、とても二十七歳の青年が書いたとは思えない堂々たる本である。本の内容自体は産業組合の法制度の解説が中心であるが、随所に柳田国男の産業組合に対する考え方が盛り込まれている。その序文は「人の此世に在るや、誰か窮乏を悪(にく)み安楽を欲せざらん」という文章で始まり、生存競争と資本の集積の問題点を指摘し、産業組合は小規模生産者が商人資本に対抗するための組織であり、社会改良のため、平和の福音とも称すべき良制度」であるとしている。「産業組合は同心協力によりて、各自の生活状態を改良発達せんが為に結合したる人の団体」であるが、現実設立された産業組合は資産家中心で小作農がその恩恵を十分得ていないと批判している。

こうした柳田国男の考え方は『産業組合講習会講習筆記』(一九〇五年)に、よりわ

かりやすく述べられている。産業組合は自由競争の弊害に対して社会改良を行う万能薬であるが、日本の産業組合には理念が欠けていると指摘している。「産業組合は小生産者が資本の欠乏に因る不利益を排除して大資本に対抗せんとするにあり」と書いているが、一方で、当時影響力を増しつつあった共産主義、国家社会主義に対しては、極端な思想で破壊的であると批判している。柳田国男は、この講演でオーウェン、ライフアイゼン等の欧州の協同組合思想を紹介し、最後に「我国の如き小農制度の国にありては、農業の先途を慮りて産業組合を設けて救済の法を講ずること一層必要なるべきを信ず」と結んでいる。

一九一〇年に出版された『時代ト農政』には、「日本に於ける産業組合の思想」「報徳社と信用組合との比較」という講演が収録されている。前者では、産業組合は舶来の制度であるが、日本にも江戸時代から三倉報徳社、頼母子・講など窮乏に対処する制度があつたことを紹介し、後者では、報徳社を一面では評価しながらも、前近代的な制度であると批判している。

なお、柳田国男は一九〇六年に産業組合の中央銀行設立に関する論文も書いている。

四、柳田国男から学ぶこと

以上、柳田国男の農政思想、産業組合論を簡単に紹介したが、今日でも柳田国男から学ぶべきことは多くあると思う。

ひとつは、その学問に対する考え方である。学問は民衆の幸福につながるものではなくてはならず、経済学は「経世済民」の実学であるとして翻訳輸入学問中心の当時のアカデミズムを痛烈に批判した。これは現在の経済学が数学的技巧に過度に走っている状態に対する批判につながるものである。

また、産業組合に関する考え方も、今日でもまだ通用すると思う。産業組合法制定を担った品川弥二郎、平田東助は明治国家形成期の中心人物であり、自由民権運動を弾圧するような政治家であつた。産業組合を国家・社会安定のための制度として導入しようという意図が強くあり、この国家主導の導入過程が、後に産業組合が国家総動員体制を支えることにつながり、今日まで影を落としている。これに対し、柳田国男は協同組合の理念を理解しており、リベラルな思想の持ち主であつた。

しかし、その柳田国男も、その皇室観に見られるように明治国家の官僚であつたという限界はあり、日本が帝国主義的膨張主義をとつた時代以降は、民俗学に没頭して農業問題に関して多くは語らなくなった。

こうした限界がありながらも、日本の産業組合(農協)がその出発点において柳田国男のような人物を持ったということは誠に幸いなことであつたし、誇るべきことだと思つ。

(清水徹朗)

調査・研究ノート

センの功利主義批判と非営利組織の可能性について

これまで、地域を重視する考え方に對して、生産要素が自由に移動できかつ効率良く配分することができれば地域間格差は是正される、という新古典派からの批判がある。たしかに、資本については、移動コストが極端に低くなっているため、投機となつて大量の資本移動が国民経済に重大な影響を与えるほどである。しかしながら、労働力については調整コストを無視することはできないため、現実には量・質ともに各地域においてギャップが生じている。

さらに、このような反論に加えてさらに地域を活性化させていく前向きな根拠が求められる。これについては、すでに「アメニティ」や「生活価値」や、取引コストを削減する静的情報に對して「動的情報」等の概念が提起されているが、本論ではこれらの概念を普遍化するための準備として、アマルティア・センが展開してきたこれまでの議論をやや試論的に整理してみたい。基本的には、これまでの彼の研究に関する文献(鈴村興太郎氏他)を中心にまとめることとする(紙幅の関係で注記は省略する)。

一、効用主義批判

周知の通り、センの真骨頂は、効用主義、

パレート主義に對する執拗なまでの批判で、彼が「合理的な愚か者」と呼んだ功利主義に對する正面からの批判である。彼は、財やサービスから得られる効用の最大化のみによつて構築されている新古典派の経済理論では、個々人のニーズはきわめて狭く捕られているという決定的な欠陥があると批判した上で、経済的な満足(効用)を唯一の基準とするのではなく、個人の多様性を尊重する必要性を唱えている。

このようなセンの考え方は、ロールズが平等のメルクマールとした社会的基本財に對する批判に象徴的に現れている。同じ財やサービスを受けても身障者と健常者の効用は当然異なっており、社会的基本財といえども個人の効用の多様性を考慮しなければならぬ。

また、当然の事ながら、パレート主義は分配を考慮してない。パレート最適のためには貧乏人から金持ちに資源を移すことが合理的な場合も十分に考えられる。それを財政機能を通じた所得の再分配が補完してきたわけであるが、財政赤字が巨額になっている現在、財政に期待することはできない。さらに、センの批判の矢は、パレート最

適と個人の選択の自由は両立しないという形で、経済理論の根本にまで及んでいる。つまり、パレート最適と個人の権利行使は必ずしも両立せず、双方の間にはいわゆるリベラルパラドックスが発生するという。興味深いのは、パラドックスを解消するために、他の研究者の多くが権利の行使に制約条件を加えようとしたのに對して、センはパレート最適を「パレート伝染病」と呼んで解決の焦点をパレート最適に向けている点である。まさに新古典派の根幹に對して批判を加えている。

詳細は省くが、このような功利主義批判を展開する中から、センは潜在能力アプローチを展開することになる。潜在能力アプローチでは、財やサービスから得られる効用あるいはそれに基づいた功利主義ではなく、生き方や在り方を示す機能およびその集合体である潜在能力が重要となる。

二、帰結主義批判と「参加」の重要性
次に、センは帰結主義を徹底的に排除することだけの問題ではなく、そこに至るまでの手続きについても十分に考慮することがあると述べている。これが、いわゆる手続き的正義であつて、社会を構成する各自が自らの権利を規定する社会的な意思決定に参加することが非常に重要で、かつそれに価値が内在しているという考えである。センのいう機能、あるいはその集合体である潜在能力は、すでにそこにあるもので

はなく、あくまでも資源配分を前提に主体的に掘り起こすものと考えられる。各個人は、所属している空間における資源配分と獲得可能な機能との折り合いをつけて最適な機能を発見することになるわけであるが、それは自らの権利を行使する過程であり、したがって「参加」が重要となる。

たとえば、定年退職者が、退職後も仕事や主体的な取り組みを選択できるのであれば、ただ供与される財やサービスからは得られない満足感を手にすることができてもいい。これは非自発的失業者や女性障害者など必ずしも既存の労働市場では十分な機会が得られない人びと全てに当てはまるわけで、したがって女性や高齢者等が、既存の産業とは異なる、新しい仕事を掘り起こすことは決して些細なことではなく、画期的な出来事である。労働市場へ参入できない人々が、労働市場では対応できないニーズを掘り起こして雇用として顕在化させることで、働く機会（あるいは働きたい仕事）を自ら創出することである。また、同時にこのような活動は新しい発想と刺激を地域社会へもたらすことでもあり、その持つ意義は大きいと考えられる。

もちろん、これは社会保障を縮小して全て自助努力にすべきであるという議論ではない。また、縁辺的労働力を作り出すことでもなく、これまでの福祉や雇用に主体的な取り組みという視点を導入させることであ

る。主体的な取り組みの中から得られたもの、たとえば精神的満足や自己実現は、功利主義の基礎となる効用とは異なるものであり、そのためには、まず個人が「声」をあげてニーズを顕在化させ、そのニーズを満たすための主体的活動が肝要となる。つまり、「参加」こそが重要なキーワードとなる。

三、非営利組織の可能性

それでは、このようなセンの考え方は、具体的にコミュニティや非営利組織と結びつく可能性があるのだろうか。

センは、功利主義批判を通じて、潜在能力アプローチを唱えていくわけであるが、多様な機能あるいは潜在能力の実現を可能にする財やサービスの機会提供をどのようにして可能にするのかという問題が残る。つまり、多様な機能、潜在能力を発揮する場としての機能空間である。あるいは、多様性を保証する資源配分のメカニズムが必要となる。そこで、その具体的なメカニズムとして、あるいは資源の配分と多様性の間の相互作用の場として地域が考えられるのではないだろうか。

たとえば、福祉などのように、サービスの形態が現金給付から現物給付の方向に進み、また介護のようにサービスを受ける側のニーズが多様で情報の交換がきわめて重要である場合、市場メカニズムや行政だけでは対応できず、地域社会との密接な関係が求められる。個人が自らの多様なプラ

ンに基づいて、獲得すべきあるいは獲得したい機能を自律的に選択できるようなプロセスを保証することが重要であるが、その際無限な資源、抽象的な空間を想定するのは非現実的で、あくまでも具体的な空間とそこにおける限られた資源が前提とならざるをえない。その意味では、地域社会は具体的な空間として考察の対象と考えられるであろう。

次に、機能実現のための手法である。個人が限定された資源配分の中から自己の機能を実現するためには、個人の権利を行使する具体的な手がかりが求められる。地域という場において、いかにして機能を実現するのか。単純に「参加」の重要性を主張しても、それを具体化する手段が必要である。その際に、非営利組織が考えられる。市場における企業活動は、あくまでも営利が目的であり、しかも労働力としての参入が必ずしも保証されているわけではない。したがって、個人の多様な機能を実現するためには、個人の権利行使がそれほど制約されず、かつ機能を実現するための参加型の組織構造が望ましいわけであるが、そのためには非営利組織がより現実的な選択であるといえる。

本論では、紙幅の制約があるので、非営利組織の具体的な可能性、特に協同組合とNPOそれぞれの組織的特徴に基づく可能性については言及せず、今後地域協同組織研究会の調査の中で検討していきたい。

(大江徹男)

調査・研究紹介 ①

地域における協同「共生をどう構築するか

はじめに

一〇月に開催された第二二回全国農協大会は、「農」と「共生」の世紀づくりに向けた農協グループの取り組み方向を提示したが、その要は地域における協同（共生）活動をどう構築するかであろう。そこで、今後の地域協同活動のあり方について検討してみた。

一、地域の協同活動の弱体化

「兼業化の進展で、これまでのような農業生産面の活動だけでは組合員の期待を満たすことはできない」とし、一九七〇年に「生活基本構想」が策定されて以来、農協は幅広い生活領域の活動に取り組んできたが、それは生活「女性」という性別役割分担意識により、主として女性組織が中心となって展開してきた。そして、兼業化の進展や作目の多様化等による営農面での組合員の協同活動が少なくなってきたことや、農家・非農家に共通する生活領域への対応は必然的に地域住民との協同を促すことから、生活活動は農協の協同活動の実態を形成してきたと言える。

しかし、実際には生活活動についての位置づけが不明確なまま、女性部活動の中に

矮小化させてきた農協が少なくないことや、

その主たる担い手である女性部も活動の停滞と部員の減少などもあつて従来の活動を維持することすら困難になっている。こうした協同活動の停滞は組合員と農協の紐帯の弱体化を示すものであり、人の組織「協同組合である農協の存立基盤を危うくするが、さらには、今後分権化が進んでくると生活課題に対する地域独自の対応が必要となつてくると思われるので、地域における存在意義も問われてこよう。

従つて、農協は今、人々を協同活動にさまざまな活動と組織を創造し、組合員や地域住民の活動参加のエネルギーを引き出すことが必要となつている。

二、新たな協同の広がり

農協の協同活動が全体としては停滞している中でも、自ら直売所や農産加工等の活動を立ち上げ、これを事業として展開する自立的な女性群（いわゆる女性起業）が現れており、しかも陸続としている。これらの多くは農協女性部の中で取り組んだ農産物自給運動等を契機としており、この食の自給への取り組みが多様な販売活動へと発展し、その中で主体性を強めていった女性

たちが獲得した技術やノウハウをもとに事業化を図つたのである。

その中には主体性が、ある意味で桎梏となる既存の組織を乗り越えた女性たちも少なくないが、それゆえに自主管理を迫られるこうした事業展開は女性たちを一層パワーアップさせた。さらには、彼女たちの行動はこれまで仲良しグループ的な活動に止まっていた女性たちを触発することとなり、主体的に事業や活動を展開する女性の裾野は確実に広がつてきている。こうした動きに注目した農協の中には女性が取り組んできた直売所や農産加工を農協事業として展開することとした事例もある。

加えて、最近新たな展開を見せているのが高齢者活動で、その一つが狭義の福祉活動、いわゆる高齢者への生活支援の活動である。この分野の活動は農村に息づいてきた「助け合い」精神によつて自然発生的に取り組まれ、生活活動の一環としても独居老人訪問や施設へのボランティア活動等に取り組む農協も見られた。しかし、一九九〇年代に入ると農協法の改定と、さらには介護保険制度が現実味を帯びてくる中で福祉活動は質的・量的な変化をとげ、ヘルパー養成の積極化や施設整備等により継続的・専門的に行なう方向に進んできた。ヘルパー研修の修了者による「助け合い組織」も結成され、その会員たちが農協の福祉事業の一翼を担うほか、独自に有償・無償の

ボランティア活動も実施している。女性部としてもミニデイサービスや給食サービスに取り組み等、ボランティア活動の裾野は急速な広がりを見せている。

農協法改定以降に急速な展開を見せた具体的な活動が人間の基底にあるボランティア精神を掘り起こし、より広がり、継続性のある活動へと発展したのであり、介護、女性という現実が横たわる中で、高齢者福祉活動は女性たちを協同にいざなう動機づけとなったのである。

さらに、年金友の会を中心に展開してきた元気な高齢者を対象とする農協の活動にも変化の兆しが見られる。会員が多様化し、さまざまな職業体験や生活体験をもち、社会参加への意欲や能力もある会員を内包するようにするため、ゲートボールや旅行を主とする活動だけでは、組織と活動の停滞を免れなくなつたからである。

そこで、こうした高齢者を協同活動や地域づくりの主体と位置づけようと、年金友の会をこれまでの事業利用者の組織から活動組織とし、趣味だけでなく簡単な仕事起こし等も視野に入れた目的別組織に再編する農協がわずかながら現れている。すでに再編した年金友の会のグループが小学校の庭木のせん定や一般家庭の植木の手入れを有料で請け負う事例や、高齢者農園で栽培した野菜等を直売所で販売する事例等が生まれているのである。

三、地域の協同を広げるための農協の役割
こうした女性や高齢者による新たな協同の動きを通して見えてくることは、組合員や地域住民に協同活動への参加を促す内発的動機づけとなるのは、生活ニーズに対応する事業や活動だということである。とりわけ高齢社会においては福祉活動・事業が重要な柱となる。デイサービス事業に取り組みある農協の専務が「こんなに感謝された事業ははじめて、やつてよかった」と語っていたが、こうした人の心をゆさぶる事業こそが「逃げる組合員、追いかける農協」の構図を逆転させるのではなからうか。その意味で農協大会のキーワードである「共生」の原理に基づく事業の適合分野を拡大していくことが必要になっている。

そして、その具体化のために必要となるのが組合員や住民参加型システムの構築である。それは経済合理性とは馴染まないものが少なくない地域生活に関わる事業については、市場経済とは一線を画す枠組みを創造しなければならぬからである。そのためには女性や高齢者等のニーズに合わせた新たな組織や活動起こしを仕掛けながら、多様な活動グループを無数につくり、参加型システムを担う主体的力量を蓄積していくことが不可欠となる。

この視点から女性たちの福祉活動を見てみると、現在のような農協の福祉事業の一翼を担うほかに、自主管理型運営への二

ズも生まれてきている。そしてまた、既存の女性起業の中には高齢化する地域の将来を見据え、ヘルパー研修を受講したり、給食サービスに取り組み事例もあること等を考えると、多様で自立的な地域福祉の担い手が登場してくる可能性は大きい。

高齢者活動についても、高齢者を主体的な担い手と位置づけることは、社会参加ニーズをもつ高齢者の活動参加の動機づけになるとともに、高齢者事業・活動に新たな可能性を生みだすこととなる。

そこで農協が実施すべき最重要課題となるのが、こうした活動やシステムを支える女性の農協運営への参画確保である。主体的に活動や事業を運営している女性たちの中には農協やその影響を受ける女性部から離れていく人も少なくないが、それは性別役割分担や経済効率重視の農協運営が足かせになるからである。従って、協同活動の活性化にとって男女共同参画型組織への脱皮は欠かせない。その意味で、農協には地域の中に生まれてくる多様な活動や事業組織をネットワークする機能も必要となる。

いずれにしても、農協が地域組織として存在していくには、これまでの事業や機能だけの中に自らを押し込めるのではなく、本来持っている能力を発揮すべきであり、もてる機能を磨き上げることが求められる。

(根岸久子)

調査・研究紹介 ②

地域農業振興と農協の役割

集落を基礎とした地域農業の振興 (下)

本誌第一七二号(二〇〇〇年九月)では、地域農業振興における農協の取り組みを一九五〇年代から歴史的に整理した。本号では、日本農業が抱える今日的課題、とりわけ農地の集団的・効率的利用への転換といった根幹的課題について、農協の役割に引きつけて述べてみたい。

(前回目次)

- 一・日本農業の現段階の様相
- 二・農協による地域農業振興の軌跡
- (一) 農協創設期から一九五〇年代における農業の組織化
- (二) 生産組織の本格的展開と農協
- (三) 協同活動強化運動と地域農業振興計画づくり
- (四) 地域営農集団の育成と農協

(以下本号)

三、今日の農協がかかえる地域農業振興の課題

農協系統が、八〇年代初めに打ち出した農地利用調整を軸とした地域営農集団による地域農業の再編という方向性は、基本的に八〇年代後半以降に引き継がれていく。しかし、八〇年代後半以降の農産物の輸入増加や需要・価格の低迷、農業労働力の減少・高齢化は、耕地利用率の低下ならび

に遊休化を引き起こし、ひいては地域資源全体の管理の粗放化、農業構造の総体的脆弱化をもたらした。こうしたなかで、日本農業の基幹である土地利用型農業の再編が、喫急の課題と認識されるに至った。

このような状況変化を受けて、農協は従来の作物別の組織化を中心としたものから、地域農業全体の振興に向けての総合的な企画・管理の機能を重視した営農指導への転換を図るべく、農地の利用幹旋・調整機能の強化を行った。すなわち、農協は従来の流通過程を中心とした農業生産の組織化から、生産過程そのものにまで踏み込んだ生産の組織化に転換していった。

ちなみに、九〇年代に入って農地保有合理化法人の資格取得農協が急増し、九〇年代後半には五〇〇を超えるに至っている。

つまり、農地保有合理化事業を通じて、農用地の利用調整、受委託の幹旋や労働力等の地域内調整を視野に入れた企画・管理能力が重視されるように変化していった。

また担い手の育成については、それぞれの地域の条件に応じて経営規模の拡大を志向する個別農家、農業生産法人、集落を基礎とした農場的な経営、兼業的・自給的経営等、多様な形態を育てていく方針を打ち

出した。

さらに、九〇年代の変化の特徴は、農協が直接農業生産に関わる必要性が増したことである。例えば、九〇年代半ば以降、農協が出資した有限会社等によって、管内の一部とはいえ農業生産を直接担うケースが増えつつある。これらは、農協が地域農業における新たな役割・機能を明確に担っていかこうとする姿勢の表れといえることができる。

四、地域農業振興と農協の役割

農協系統が取り組んできた地域農業振興とその組織化は、それぞれの時代の課題を背負いつつ取り組まれてきた。そしてその取り組みを通観すると、濃淡はあるもののその基礎には集落の有する多様な機能がうまく生かされてきたといえる。さらに今日的課題で言えば、地域農業振興にかかる農地の利用調整や担い手の育成といった課題に対しても、集落の機能が一層重要なものと認識されるに至っている(注)。

こうした状況を踏まえ、これからの農協の果たすべき役割等を中心に、以下その要点を述べてみたい。

(注)集落の合意形成機能にもとづく集落営農の

展開とその意義、および農協による集落営農育成の取り組み等については、道明雅美「集落を基礎とする組織経営体の意義」、農林金融 一九九九年十一月号、ならびに拙稿「地域農業再編と農協の役割」、農林金融

一〇〇〇年五月号、を参照。

(一) 地域農業振興は集落の合意を基礎に、地域農業の振興を考えていく際には、集落の圧倒的多数を形成している兼業農家を否定的に捉えないことが重要である。兼業農家には、離農しかかっている農家から条件さえ整えば積極的に営農に取り組みたいとする農家まで幅広い農家層が存在する。したがって、そうした各農家層のニーズをふまえ、巻き込む形で集落営農を組織化し、農業はもとより地域資源の保全や活用の在り方を模索し、すべての農家が積極的に関与していけるシステムが重要である。

さらにいえば、将来的には地域資源全体のなかにすべての農地や農家が位置づけられてはじめて、地域総体としての農業の振興が可能となっていく。

農協は、そうした視点にたって取り組みを強める必要がある。例えば、中核農家が個別相対で経営規模の拡大を図る場合、必ず経営発展のキーとなってくるのが農地の面的・集団的利用が可能か否かである。分散した農地の受託は極めて非効率とならざるを得ない。このため、中核的農家も集落営農に参加し、地域全体の土地利用体系のなかで経営発展を遂げていくケースも見られるようになってきている。つまり、中核的農家も集落に認知されてはじめて将来に亘る経営展望が開かれるといつてもよい。

(二) 農地の利用・調整機能を通じた担い手の育成

農地の面的・集団的な利用促進は、農地の維持・管理はもとより、農業経営の合理化、効率化の面でも極めて重要である。とはいふものの、農協は、そうした取り組みにあまり積極的ではなかった。この背景には、農地の利用・調整による中核的農家等への利用権の集中・集積が、ある種の「構造政策」的色彩を帯びざるを得なかったことがある。

しかし、今日では農地の利用・調整が土地利型農業の発展にとって極めて重要なものとの認識が強まり、九〇年以降においては、農協自らが積極的な取り組みを始めつつある。

ところでこうした取り組みの前提には、地域農業の再編の方向性や多様な担い手の育成、すなわち地域農業の「将来ビジョン」と「実践計画」が不可欠である。そしてその策定にあたっては、農地をはじめすべての地域農業資源のトータルな活用にかかる集落組織の合意形成が欠かせないことはいうまでもない。

(三) 農協自らが行う農業生産活動について
農協が、農業生産そのものに関わる積極的な意義を考えてみよう。第一は担い手がおらず、そのまま放置されればやがてその地区の農業が崩壊しかねない場合、農協の農業生産への取り組みには、極めて積極的な意義がある。しかし、条件の悪い農地だけを断片的に引き受けるのでは、事業は成り立たず、実施する場合でも農地の面的利

用による効率性や事業の安定性、収益性といった視点から十全な検討が必要である。さらに問題となるのは、中核的な農家等、地域農業の担い手との調整や共存関係をどうつくりあげていくかであるが、農協の農地保有合理化事業や農業機械銀行事業の機能を活かした担当地区制によって共存関係がつけられていく事例が参考となる^{注)}。

(注) 前掲拙稿「滋賀県JAレイク吹の例を参照」

第二の意義は、農協の地域農業へ積極的に取り組む姿勢が農家、組合員はもとより行政等の関係機関の信頼を高めることである。農地の集積等は、すべての農家の信頼感がなければ進展しない。

また、農協による農業生産が整然と実施され、地代の支払等が農協の口座を通じて適格に行われることも信頼感を高めることになる。こうした信頼感は農協とのつながりを強め、結果的に農協事業の利用促進の効果を生んでいる。

農協が地域農業振興に果たす役割は、今一度集落が有する機能の今日的意味を認識し、その活用を図りながら地域営農のマネージメント機能を主体的に確立していくことといえよう。

(木原久)



がぶくドラゴン

スペイン北東部のバスク地方は、その過激な独立運動で一般には知られているが、同時に独特の協同組合が発展した地域としてもつとに有名である。本書によると、協同組合セクターは、「バスク国」で最大の雇者を抱え、協同組合銀行はこの地方で最大の金融機関となっている。なかでも、その中心であるモンドラゴン地域では、就業人口の五〇%もが、自分たちが年間所得にほぼ相当する額の出資を行う協同組合で雇用されている。先端工業製品の生産協同組合から農業協同組合、生協、保険組合、協同組合銀行など一五〇もの協同組合が「モンドラゴン協同組合グループ」と呼ばれるシステムに統一され、地域全体が協同組合の一大複合体となっている。こうしたことから、モンドラゴン(龍の山)という意味らしい)の協同組合は、労働者協同組合のモデルとして日本でも注目を浴び、研究書などもすでに幾つか出版されている。

しかし、著者によると、モンドラゴンについて書かれた既存の研究書・論文は、組合幹部からの情報に基づいており、著しく

一面的である。本書の特色は、既存の研究とは異なる一般組合員、労働者の視点から一般に流布されたモンドラゴンの理解は「神話」にすぎない、とそれを痛烈に批判していることである。モンドラゴン協同組合の経営に組合員が積極的に参加していること、一般の組合員と管理者層が高い一体感を持っていること、協同組合の組合員が一般の会社でよりも人間的に扱われていることなど、協同組合論者が理想とするようなこうしたモンドラゴンについての常識は、本書によればすべて「神話」である。

『モンドラゴンの神話』

協同組合の新しいモデルをめざして

シャリン・カスミア著

三輪 昌男訳(家の光協会)

だが、「神話」を批判しつつも、著者はモンドラゴン協同組合を無価値なものとして否定するわけではない。著者の「神話」批判の意図は、モンドラゴンが「権限を偽りなく労働者に移(譲)した、もっと公正な職場を本当に創り出す」協同組合の新しいモデルになって欲しい、という期待である。本書は、確かに既存研究が冒頭で挙げたような数字的なデータと組合管理者層からの情報によって作り上げ世界的に広まった「神話」を大きく修正するという点で、協同組合関係者にとって興味深いものであろう。

しかし、本書を読む中で筆者がより興味深く感じたのは、この「神話」の破壊を可能とした本書の調査手法である。著者は、文化人類学特有の参与観察法による調査を行うために、モンドラゴンに一年八ヶ月間住む。そして、地域住民と同じように生活しながら、既存の研究が見逃していた一般組合員や地域住民、独立運動の運動家などからさまざまな情報を集め、彼(女)らの視点からモンドラゴンの「神話」を崩していく。

私は、日本の農村研究あるいは農業研究には平板なものが多く魅力に乏しいという感じを以前から持っていたのだが、その理由の一つは、日本の研究には統計数字や管理者を通じた情報から組み立てられたものが多くからかもしれない。例えば、組合員の世代交代と合併により組織の大改革を迫られている農協は、組合員や地域住民、そして農協の一般職員の視点やニーズを把握しそれにどれだけ対応できるかに改革の成否が掛かっているといっても過言ではないだろう。そういう意味で、経営者の視点になりがちな日本の農協研究にも、本書のような研究方法と視点が必要だといふ気が強くなったのである。

(二〇〇〇年七月、一八七頁、二、四〇〇円)

(須田敏彦)

あぜみち

「どつせあんたは三男坊、東京さ行くのは良いけれど…」と歌の文句にあつたように家を出て働く事が当然だつた私が、就職の面接で都会に行き、「ここは自分の住む所じゃ無い」と感じた時から、私の農業が始まりました。

金と経済優先の考えを当然の様に受け入れ、農業も少ない労働投下と機械力の駆使で大面積を耕作し収穫を高めることを良しと考へていた私も、やがて結婚をし子供を持つうちに、子供や自分自身のアレルギーに悩まされるようになりました。今までは何とも無かつた草の花粉やほり等に反応して鼻みずが止まらず、「何でこんなになつたんだらう」と悩み、それにも増して子供の苦しむ姿を見るにつけ、「何とかしなければ」という思いが募ってきました。

人との出会いの中から、効率を優先し、化学肥料と農薬に頼つて来た農業のやり方に違和感を感じ、命を育て、その命によつて育てられるという「食と農の原点」を学び、生命産業としての農業へと仲間と共に歩んでいくこととす。今、農村社会は高齢化と後継者不足の深刻な事態です。国政と商社や企業の儲け主義や間違つた使命感によつて、海外からの安い食材が大量に食卓に上るようになり、労賃や資材の高い国内農業が、どうあがいても太刀打ち出来ない状態が起きて来てい

ます。このまま続くとやる気があつても継続出来ない農業者が続出し、平成五年の米パック以上の結果になつても不思議では無いように思います。タイ米を叩いて買つて来たような事が、今後世界の中で通用すると思われるならば、日本人は地に墮ちたと言われるでしょう。また、慌てて農業者を養成しようとしても、数年では育ち得ないし、荒廃したり、力の無くなつた土地は復元するのにより多くの時間とお金を必要とするでしょう。

農業は農産物を通して、人々の体や心の健康を保つ職業です。それには農業者が心身共に健康であることです。だから今、皆さんの支援が必要な時なんです。

(北海道剣淵町 池田伊三郎 農業)

(本誌一六四号で紹介したインド西ベンガル州の農協の専務から、手紙を頂きました。)

私たちのような小さな農協が貴誌に紹介されたことを知り、皆大変喜んでいきます。

私たちの組合は、一九五二年五月に設立されましたが、六二年から六九年まで、活動は全く行われませんでした。六九年から、現組合長の高邁な指導の下で、私たちの組合は再び活動を始めました。その時から、様々な苦難を経ながらも、この組合は現在にいたることができました。現在組合員数は約七百名、職員は七名です。私達の国の協同組合の発展はゆつくりではあります。政府が適切な政策をとらなかつたにもかかわらず、徐々に前進してきました。

私たちの組合が発展した理由として、も

ちるん組合の職員、貯金推進委員会など活動委員会のメンバー、そして組合員の誠実な協力がまず最初に挙げられなければなりません。組合が経済的に自立できていないために職員に対し組合は十分な給料を払うことができませんが、職員の誠実さが衰えることは、今日でも全くありません。現在組合が抱える問題は、貯金の増大などで組合の貸出金原資が多少増えたものの、返済率がよくないため、大きな事業のために融資をすることがためらわれることです。

組合は貧しい組合員の農業経営のために資金的な支援を行う以外に、灌漑事業も行っています。組合は、組合員の経済的發展のために、いつも彼らとともにいます。組合員の経済的な発展のために、私たちの組合は、信用事業の他に、肥料、農薬、種子そして雑貨用品の購買・販売事業を行っています。稲の改良種子の生産と販売は、組合が特に力を入れているものです。また、近くの農業大学などの協力を得て、いくつもの種類の稲の研究を続けています。その成果として、私たちの組合では高収量品種の種子を生産し、農協の名を取つて、ゴントラ、ゴントラ、そしてゴントラの名で、市場に出荷しています。

貴誌のご発展と所期の目的が達成されますことを心よりお祈りいたします。

(ゴントラ農民発展協同組合)

専務 シュリパース・チョンドロ・モンドル

(原文ベンガル語、翻訳・編集部)

虹のかけ橋

県内全域イントラネット完成

J Aグループ和歌山(和歌山)

J Aグループ和歌山は九月二十七日、J Aグループ和歌山イントラネット「Wink ネット」の完成を発表した。J A間やJ Aと組合員の連携を強めるもので、情報技術(ＩＴ)戦略構想を基に構築。県内全域のイントラネットの完成は全国のJ Aで初めて。これにより十月からは電子メールで情報交換。将来は電算帳表もペーパーレス化すると同時に、組合員や利用者の情報交換の手段として、インターネット接続サービス(プロバイダー＝J A W i n k)も始める。会員は、十月から募集し、J A独自のコンテナツを掲げ一万人の獲得を目指す。

さらに、新たなネットビジネスの展開や、組合員など利用者の利便性を向上させるため、キャッシュカードで買い物ができるデビットカード(十月二日サービス開始)や、iモード対応の携帯電話、パソコンから残高照会や振り込みができるインターネットバンキング・モバイルバンキング(二〇〇一年一月十五日サービス開始)など、高度な情報サービスの提供を進めていく。

(二〇〇〇・九・二八付日本農業新聞掲載
記事)

青果店と販売協力

J A庄内みどり(山形)

J A庄内みどりは本年度、地元青果物店と販売協力関係を結び、同J A特産物の販売促進と地元での青果物の売れ筋、消費者の志向などを探り、生産現場に生かしていく。

同J Aの特産物は、メロンや和梨、庄内柿などの果物が中心。これらは贈答などの需要が多く、同J Aには、県内外の消費者から「ぜひ購入したいのだが」と、注文が殺到している。しかし、青果物の直接販売体制が十分ではなく、すべての消費者の要望にこたえられていないという課題を抱えていた。

この課題の解決策として、地元の青果物店と協力関係を結び、消費者からの注文や要望に迅速に対応していくというのが今回の取り組み。併せて青果物の作柄予想や今後の出荷見込みなどの情報を販売協力店に提供するとともに、消費者の反応や要望など、生の声を取り入れて生産現場に結び付けていく。

販売協力を結んだのは、酒田市と鶴岡市にある六つの青果物店。同J Aで受けた特産物の注文は、この販売店を通じて発送するほか、随時、情報交換会を開いて消費者のし好を把握していく。

(二〇〇〇・一〇・五付日本農業新聞掲載
記事の抜粋)

介護サービス利用「今から備えよう」

J A山口宇部(山口)

J A山口宇部の女性部が、介護保険に対応した独自の定期積金を始めた。将来、介護が必要な状態になってサービスを受けた場合、できる限り自分でその費用を払えるようにした「介護保険準備金」だ。現在、約七百人の女性部員が、家計をやりくりして積み立てている。

同女性部は昨年、仮に介護保険を受ける状態になった時の費用負担を試算した。六五歳以上が払う介護保険料は、J A管内の二市三町で、月に三、一九六円から二、六七三円の範囲。単純に、要支援となつて、限度額いっぱいサービスを使ったとして、利用料金と保険料、合わせて毎月一万円近く必要なことが、女性部の調べでわかった。女性部は、将来のこうした出費に備えた準備を始めようと同J Aに要望し、昨年十一月、女性だけが加入できる「女性部仲間づくり定期積金」が金融窓口に登録した。定期積金は、五、〇〇〇円、一万円、一万五、〇〇〇円、二万円の四コースから選び、十二か月積み立てる。金利は一般の積み立てと同じ〇・一五%。一年の満期時に十万円分は継続定期として、将来の介護費用の準備金に充てる。これを超えた分は、女性部の旅行費用に使える仕組み。

(二〇〇〇・九・二七付日本農業新聞掲載
記事の抜粋)

統計の眼

農村と都市の交流

「図説 農業白書」(平成一〇年度版)で農村と都市との交流にからめて、農産物直売所について記述している(三一九ページ以下)。

そこでは、埼玉県が作成した「全国農産物産地直売の実態調査結果」から、都府県の農産物産地直売所は約一万一千か所であり、このうち、常設有人直売所が約三割、農家の庭先販売が約二割、無人直売所が約一・七割、朝市・夕市での販売が一・六割等となっている。

続いて、同白書が(財)21世紀村づくり塾の資料によって直売所開設の効果について分析したものが下図である。

このなかで、農村と都市の交流に直接関連するものは、私見では、「女性・高齢者の生きがい」、「消費者との相互理解」、「消費者ニーズの把握」といった項目である。そして、これらの合計よりも「生産者所得の向上」、「地域農産物生産の拡大」、「地域活性化」といった項目の合計のほうが出現率が高くなっている。

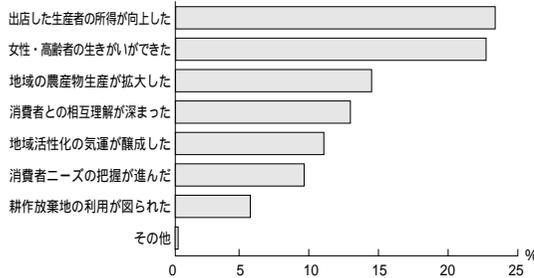
都市との交流はそれ自体重要なことであり、勿論、その意義は大変大きい。しかし、やはり農業収入を期待する面もかなりあるものと思われる。この調査は約三年前のものであるが、その後、米価など農産物の価格はさらに低下しているのであり、現在は、農産物販売収入への期待

はより切実なものとなっているであろう。

牛肉・オレンジの輸入自由化は勿論のこと、ミニマム・アクセス米の輸入増加など輸入農産物に押されて国内農業生産は衰亡の淵にたたされているのである。

本図からは、これだけ農産物が安いとなんとかして収入を得ようという農民の気持ちがよく分かる。規格外で市場に出荷できなくても、キュウリが多少曲がっていてもまるごと食べるわけではないから、食材として充分利用できる。形は多少不揃いでも新鮮なおいしいのである。ところでそれを作っている農民はこの低価格で青息吐息である。農民は生き延びるのに精一杯である。(桜井)

直売所開設の効果



資料：(財)21世紀村づくり塾「ファーマーズマーケット(直売所)の運営と戦略」(10年3月)

注：各都道府県からリストアップされた322直売所(全国)を対象とする調査であり、回収率は47.2%である。

編集後記

外で遊ぶ子どもたちの声絶えて久しい。考えて見れば異様だ。地域に子どもたちがいないわけではない。外へ出ないのだ。とき外へ出て遊ぶ相手が見当たらないのだ。「がき大将」も「おてんば娘」も消えてしまっている。数少ない子、たしかに外には危険がいっぱいだ。情報の集中化と機械への従属は、子どもたちから創造的、野外的遊びを奪うように作用しもある。

徒に回顧するのは老人趣味でしかないが、地域社会がそれなりに機能していた頃は、子どもたちが希求する場はいつも「外」であった。しかもそこにはおじいちゃん、おばあちゃんから「横丁のご隠居」までがいて、遠巻きに見守っている構図だった。それが嫌で飛び出す人も少なくないが、それは本人の成長とのズレと捉えれば、少なくとも共同体としての「くらし」の視点から評価できることも多い。

小さな殻に潜み、大人も子どももみんな「いい子」になり下がっている。「いい子」はもういらぬ。外が闇なら、黎明注ぐ社会構造を創るしかない。そして敢然と正義を貫く心こそ望まれる。必要なのは自立、そして自立を基礎とした連帯、そしてなによりも反骨精神。(平井)